

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- **条 例**
- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例及び令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 福島県保護施設等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県高精度測位システム使用料条例
- 福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県議事委員会条例の一部を改正する条例

七 七 六 六 五 五 五 四 四 四 二 一

○ 福島県道路交通関係手数料条例の一部を改正する条例

## 条 例

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例及び令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例、福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県保護施設等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例、福島県高精度測位システム使用料条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県議事委員会条例の一部を改正する条例及び福島県道路交通関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

### 福島県条例第八十号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例及び令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例の一部を改正する条例

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例の一部改正）

**第一条** 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例（平成二十三年福島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項及び三の項を次のように改める。

二 削除	
三 削除	

別表第一の四の項中「九の項」を「七の項」に改め、同表五の項中「十五の項」を「十三の項」に改め、同表五十五の項及び五十六の項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。  
 (令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例の一部改正)

**第二条** 令和元年台風第十九号等に基づく災害の被災者に対する手数料等の免除に関する条例(令和元年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。  
 別表二の項中「九の項」を「七の項」に改め、同表三の項中「十五の項」を「十三の項」に改め、同表十一の項、十二の項及び十三の項を次のように改める。

十一 削除	
十二 削除	

別表百八の項及び百九の項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

**附則**  
 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条(別表第一の五十五の項及び五十六の項の改正規定に限る。)の規定及び第二条(別表百八の項及び百九の項の改正規定に限る。)の規定は、令和七年三月一日から施行する。

(総務課)

**福島県条例第八十一号**

**福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**

福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十三項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる退職手当の区分に応じ、当該各号に定める」を「雇員保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第十五条第一項第一号及び第五項第二号、第十六条の見出し及び同条第一項第一号、第十七条第一項第一号並びに第十九条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
 附則第十一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十五条第一項第一号及び

第五項第二号、第十六条の見出し及び同条第一項第一号、第十七条第一項第一号並びに第十九条第四項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福島県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第十一条第十項(第四号に係る部分に限り、同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した福島県職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下この項において同じ。)であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、新条例第十五条第一項及び第五項、第十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十九条第四項並びに福島県職員の退職手当に関する条例第十九条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員業務課福利厚生室)

**福島県条例第八十二号**

**刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例**

(示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例等の一部改正)

- 第一条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
  - 一 示威行進及び多衆の参加する公然の示威運動に関する条例(昭和二十四年福島県条例第十五号)第五条
  - 二 福島県統計調査条例(昭和二十六年福島県条例第九十三号)第十三条第一項及び第十四条
  - 三 福島県押売り等防止条例(昭和三十四年福島県条例第三十七号)第四条
  - 四 福島県自然環境保全条例(昭和四十七年福島県条例第五十五号)第四十一条及び第四十二条
  - 五 福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第三十四条第一項から第三項まで
  - 六 福島県屋外広告物条例(昭和六十一年福島県条例第二十三号)第二十八条の二
  - 七 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成二年福島県条例第四十四号)第十条第一項
  - 八 遊泳者及びブレイジャーモーターボートの事故防止等に関する条例(平成四年福島県条例第八十号)第二十四条第一項
  - 九 福島県生活環境の保全等に関する条例(平成八年福島県条例第三十二号)第一百条及び第一百一条

- 十 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成八年福島県条例第三十五号）第十八条第一項
  - 十一 福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）第三十九条
  - 十二 福島県迷惑行為等防止条例（平成十二年福島県条例第九十号）第十一条第一項、第二項、第四項及び第五項
  - 十三 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成十四年福島県条例第二十三号）第五十四条から第五十六条まで
  - 十四 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成十五年福島県条例第十七号）第六十八条から第七十条まで
  - 十五 福島県野生動物植物の保護に関する条例（平成十六年福島県条例第二十三号）第四十一条及び第四十二条
  - 十六 福島県暴走族等根絶条例（平成十六年福島県条例第五十一号）第二十条
  - 十七 福島県ピンクビラ等の規制に関する条例（平成十七年福島県条例第二百三十八号）第九条第一項、第四項及び第五項
  - 十八 福島県暴力団排除条例（平成二十三年福島県条例第五十一号）第三十九条第一項及び第二項
  - 十九 福島県行政不服審査会条例（平成二十八年福島県条例第二十一号）第十四条
  - 二十 福島県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第六十九号）第十五条及び附則第三条第六項から第八項まで
  - 二十一 福島県議会の保有する個人情報保護に関する条例（令和四年福島県条例第八十四号）第六十一条から第六十三条まで
  - 二十二 福島県ふぐの取扱い等に関する条例（令和五年福島県条例第十七号）第十七条
  - 二十三 福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和六年福島県条例第一号）第二十九条及び第三十条
- （職員の給与に関する条例の一部改正）
- 第二条** 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 一 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第十七条の二第三号及び第四号並びに第十七条の三第一項第一号及び第三項第一号
  - 二 福島県蚕業技術員登録条例（昭和三十二年福島県条例第六十五号）第四条第一号
  - 三 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和四十一年福島県条例第七十四号）第十三条第二項第三号及び第四号並びに第十六条第三項第一号、第五項第一号及び第十項
  - 四 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号）第十九条第二項第三号及び第四号並びに第二十三条第三項第一号、第五項第一号及び第十項
- 第三条** 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部改正
- （県議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改める。

- 第五条の二並びに第五条の三第一項及び第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- （職員の分限に関する条例の一部改正）
- 第四条** 職員の分限に関する条例（昭和二十六年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。
- 第六条第一項中「禁錮又は懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。
- （福島県市町村立学校職員の分限に関する条例の一部改正）
- 第五条** 福島県市町村立学校職員の分限に関する条例（昭和三十一年福島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。
- 第八条第一項中「禁錮又は懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。
- （福島県職員恩給条例の一部改正）
- 第六条** 福島県職員恩給条例（昭和三十二年福島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
- 第十二条第一項第二号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第二十三条第三号及び第三十一条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第三十七条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。
- 第五十七条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 附則第十一条第一項中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。
- （福島県立自然公園条例の一部改正）
- 第七条** 福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。
- 第二十四条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第五十五条から第五十七条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- （福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）
- 第八条** 福島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年福島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。
- 第十一条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。
- （福島県砂防指定地等管理条例の一部改正）
- 第九条** 福島県砂防指定地等管理条例（平成十五年福島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。
- 第十六条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- （福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例の一部改正）
- 第十条** 福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和六年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。
- 第八条第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- 第二十九条及び第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

**附 則**

**第一条** (施行期日)

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

**第二条** (罰則の適用等に関する経過措置)

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三条** (罰則の適用等に関する経過措置)

この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「**刑法等一部改正法**」)という。第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この条において「**旧刑法**」)という。第十二条に規定する懲役(有期のものに限る。以下この条において「**旧刑法**」)という。第十三条に規定する禁錮(以下「**禁錮**」)という。)(有期のものに限る。以下この条において同じ。)(又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「**旧拘留**」)という。)(が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘留刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

**第四条** (人の資格等に関する経過措置)

拘留刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘留刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘留刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

**第五条** (刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号。以下この条において「**刑法改正関係法**」)という。)

並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(次項において「**新給与条例**」)という。第十七条の第三項(第一号に係る部分に限る。)(及び第三項(第三号に係る部分に限る。))並びに第三条の規定による改正後の県議会の議員の議員報酬等に関する条例(以下この条において「**新議員報酬条例**」)という。)(第五条の第三項(第一号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘留刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

**2** (刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合は、新給与条例第十七条の第三項(第一号に係る部分に限る。)(及び新議員報酬条例第五条の第三項(第一号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘留刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し拘留刑以上の刑に処せられなかった場合とみなす。

3 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき逮捕された者は、新議員報酬条例第五条の第三項(第二号に係る部分に限る。)(の規定の適用については、拘留刑以上の刑が定められている罪につき逮捕された者とみなす。

3 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき逮捕された者は、新議員報酬条例第五条の第三項(第二号に係る部分に限る。)(の規定の適用については、拘留刑以上の刑が定められている罪につき逮捕された者とみなす。

**福島県条例第八十三号**

**福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例**

福島県一般旅券発給申請等手数料条例(平成十二年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二千円」を「二千三百円」に、「適用」を「規定の適用」に、「四千円」を「四千三百円」に。ただし、旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)第一条第二号の電子手続により申請等を行う場合には、千九百円(法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、三千九百円)に改める。

**附 則**

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

(国際課旅券室)

**福島県条例第八十四号**

**福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例**

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成十一年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「鏡石町 塙町 玉川村」を「塙町」に、「富岡町 大熊町」を「富岡町」に改める。

別表第三中「大玉村」を「大玉村 鏡石町」に、「石川町」を「石川町 玉川村」に、「川内村」を「川内村 大熊町」に改める。

**附 則**

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(自然保護課)

**福島県条例第八十五号**

**福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十三条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十四条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(社会福祉課)

福島県条例第八十六号

福島県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例(平成十二年福島県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表一の項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に、「七千七百円」を「二万二千円」に改め、同表二の項及び三の項中「大麻草採取栽培者」を「第二種大麻草採取栽培者」に改める。

第二条中「第二十一条第一項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年三月一日から施行する。

(薬務課)

福島県条例第八十七号

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年福島県条例第百号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「十年間」を「十二年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(子育て支援課)

福島県条例第八十八号

福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(平成二十四年福島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「再生」の下に「及び新たな事業の創出その他の地域経済の活性化」を加える。

第三条第二項各号列記以外の部分中「再生」の下に「又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化」を加え、同項第四号中「第四十九条第一項」を「第四十七条第一項」

に、「第二条第十六項」を「第二条第二十二項」に改め、同項第八号及び第九号中「計画」の下に「又は債務の弁済に関する計画」を加え、同項第十号中「準ずる計画であつて、中小企業者等の事業の再生に関するもの」を「掲げる計画に準ずるものとして知事が認める計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営金融課)

福島県条例第八十九号

福島県高精度測位システム使用料条例

(目的)

第一条 福島県が農業その他の産業の振興のために設置する福島県高精度測位システムを使用しようとする者から、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。

(定義)

第二条 この条例において「高精度測位システム」とは、既存の衛星測位(人工衛星から発射される信号を用いてする位置の決定及び当該決定に係る時刻に関する情報の取得並びにこれらに関連付けられた移動の経路等の情報の取得をいう。以下この項において同じ。)よりも高精度な測位を行うための補正情報(衛星測位により取得した情報を補正するための情報をいう。)を提供するシステムをいう。

2 この条例において「ライセンス」とは、福島県高精度測位システムを使用する権利を識別する符号をいう。

(使用の承認)

第三条 福島県高精度測位システムを使用しようとする者は、当該使用に係るライセンスごとに、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、年度ごとに受けなければならないものとする。

3 知事は、福島県高精度測位システムの使用が適当でないとき、第一項の承認をしないことができる。

4 知事は、第一項の承認に福島県高精度測位システムの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

5 第一項、第三項及び前項の規定は、第一項の承認を受けた事項を変更しようとする場合に準用する。

(使用料)

第四条 前条第一項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、福島県高精度測位システム使用料を納めなければならない。

2 福島県高精度測位システム使用料の額は、ライセンス一件につき二万円とする。ただし、同一の利用者が複数のライセンスの交付を受ける場合は、二件目以降のライセンスに係る使用料の額は、ライセンス一件につき一万円とする。

(使用料の免除)

第五条 知事は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除する

ことができる。

(使用料不返還の原則)

**第六条** 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない場合として規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(システムの一時停止)

**第七条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、福島県高精度測位システムの提供を一時的に停止するものとする。

- 一 災害その他の事故により福島県高精度測位システムが使用できなくなったとき。
- 二 工事その他の福島県高精度測位システムの管理のためやむを得ない事由が生じたとき。

(権利譲渡等の禁止)

**第八条** 使用者は、ライセンスを譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(承認の取消し等)

**第九条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第三条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は福島県高精度測位システムの使用を停止することができる。

- 一 偽りその他不正な手段により第三条第一項の承認を受けた者
- 二 福島県高精度測位システムの使用が適当でないと認められる者
- 三 第三条第四項の条件に違反した者
- 四 第四条第一項の規定による使用料を納入しない者
- 五 前条の規定に違反した者
- 六 この条例に基づく規則の規定に違反した者

(規則への委任)

**第十条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

- 1 (施行期日)  
この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 (準備行為)  
第三条第一項の知事の承認に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(農業振興課)

**福島県条例第九十号**

**福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十一年福島県条例第百八号)の一部を次のように改正する。

- 第一条第十三号中「第五十一条第五項」を「第五十一条第六項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 法第五十一条第三項の規定による公表

第二条第十三号中「第五十一条第五項」を「第五十一条第六項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 法第五十一条第三項の規定による公表

第三条第十三号中「第五十一条第五項」を「第五十一条第六項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 法第五十一条第三項の規定による公表

第四条第十三号中「第五十一条第五項」を「第五十一条第六項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 法第五十一条第三項の規定による公表

別表第三中「檜枝岐村」を「下郷町 檜枝岐村」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第六十二号)の施行の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 別表第三の改正規定の施行の際福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第三条各号に掲げる事務に係る農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「法」という。)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は別表第三の改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては下郷町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、下郷町の長がした処分その他の行為又は下郷町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(農業担い手課)

**福島県条例第九十一号**

**福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十二年福島県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「檜枝岐村」を「下郷町 檜枝岐村」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例本則に規定する事務に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十

六号)の規定により知事がした通知で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては下郷町の長が通知することとなるものは、施行日以後における租税特別措置法の適用については、下郷町の長がした通知とみなす。  
(農業担い手課)

福島県条例第九十二号

福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

る条例の一部を改正する条例

福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例(令和五年福島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「田村市 本宮市 川俣町 只見町 矢吹町」を「いわき市 白河市 田村市 伊達市 本宮市 桑折町 川俣町 下郷町 只見町 南会津町 金山町 昭和村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町」に、「小野町」を「小野町 富岡町」に改める。別表第二中「田村市 本宮市 矢吹町」を「いわき市 白河市 田村市 伊達市 本宮市 桑折町 下郷町 南会津町 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町」に、「小野町」を「小野町 富岡町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
2 福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十五年法律第百一号)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に同法のそれぞれ規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてはいわき市、白河市、伊達市、桑折町、下郷町、南会津町、金山町、昭和村、泉崎村、中島村、棚倉町又は富岡町(以下「いわき市等」という。)の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、いわき市等の長がした処分その他の行為又はいわき市等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。  
(農業担い手課)

福島県条例第九十三号

福島県議会委員会条例の一部を改正する条例

福島県議会委員会条例(昭和三十四年福島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

- 第二十条に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計

算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十四条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。第二十四条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議 事 課)

福島県条例第九十四号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

- 第一条の表大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の項中「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「法第九十二条第一項に規定する運転免許証(以下「免許証」という。)

又は法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード(以下「免許情報記録個人番号カード」という。))に記録された特定免許情報(同条第二項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。))の有効期間の更新(以下「免許証等の更新」という。)

に、「八百円」を「七百五十円」に、「四千円」を「三千九百円」に改め、「行う試験」の下に「(以下「技能試験」という。))」を加え、「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同表普通自動車免許に係る試験の項中「千七百五十円」を「千九百円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「二千五百五十円」(「法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」)を「二千五百円(技能試験)」に、「三千三百円」を「三千三百五十円」に改め、同表特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。))又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の項中「千七百五十円」を「千八百五十円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「二千六百円」(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験)を「二千八百円(技能試験)」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の項中「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、

区	分	金 額
第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許	法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合	二千三百五十円（施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下「特定試験免除者」という。）に対する交付にあつては、二千円（目を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、二千五百円（施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、特定試験免除者に対する交付にあつては、

円」に、「千五百円」を「千六百元」に改め、同表大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中「千七百円」を「千八百円」に、「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「八百円」を「七百五十円」に、「四千八百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「四千五百円（技能試験）」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に改め、同表仮運転免許に係る試験の項中「千七百円」を「千八百円」に、「千五百五十円」を「千六百五十円」に、「二千九百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百円」に改める。

第二条の表大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の項中「三千九百円」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に改め、同表普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の項中「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改める。

第三条の表準中型自動車免許に係る再試験の項中「千九百円」を「二千五百円」に、「四千四百円」を「五千五百円」に改め、同表普通自動車免許に係る再試験の項中「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同表大型自動車免許又は普通自動車免許に係る再試験の項中「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百円」を「三千五百五十円」に改め、同表原動機付自転車免許に係る再試験の項中「千円」を「千五百円」に改める。

第四条中「第九十二条第一項」の下に「又は第九十五条の二第十一項」を加え、同条の表を次のように改める。

区	分	金 額
特定免許情報の記録	法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合	千五百五十円（特定試験免除者に対する記録にあつては、千三百五十円）（複数免許取得者に対する記録にあつては、千三百五十円（特定試験免除者に対する記録にあつては、千五百五十円）に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）
	法第九十五条の二第二項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合	八百円
	法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	千五百円（法第九十二条第一項、第九十五条の二第十一項若しくは第九十一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、百円）

第四条の次に次の一条を加える。  
 （特定免許情報記録手数料）  
**第四条の二** 法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条第二項の規定若しくは法第九十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者から、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の特定免許情報記録手数料を徴収する。

仮運転免許に係る免許証	法第九十五条の二第十一項の規定による交付を受ける場合	千九百円）に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）
		二千五百五十円
		千五百円



免許情報記録の書換え

千五百五十円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者に係る書換えにあつては、百円）（複数免許取得者（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者を除く。）に係る書換えにあつては、千三百五十円に与える免許一種類ごとに二百円を加えた額）

第五条の表第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の項中「二千二百五十円」を「二千六百円」に改め、同表仮運転免許に係る免許証の項中「千五百十円」を「千五百十円」に改める。

第六条を次のように改める。

（免許証等更新手数料）

第六条 法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請者から、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の免許証等更新手数料を徴収する。

区	分	金額
免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	法第百一条の二の二第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下「經由申請」という。）をする場合	二千七百五十円
	更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。）	千三百円
	經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	二千八百五十円
免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	經由申請をする場合であつて、法第百一条の二の第二項の規定による申出（以下「經由地書換申出」という。）をするとき	千円
	經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき	千九百五十円
	經由申請をしない場合	二千百円
免許証の有効	經由申請をする場合であつて、經由地書換申出	二千五百円

期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新

をするとき

經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき

經由申請をしない場合

二千八百五十円  
二千九百五十円

第七条第一項中「法第百一条の二の二第一項の規定による免許証の更新の申請者」を「經由申請をする者」に改め、同条第二項中「五百五十円」を「經由地書換申出をする場合は千七百円、經由地書換申出をしない場合は七百五十円」に改める。

第七条の三第二項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「千二百円」を「千五百十円」に改める。

第七条の四第二項中「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改める。

第八条第二項中「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改める。

第十条第一項の表大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に改め、同表普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「一万九千五百円」を「一万九千八百円」に改め、同表特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「一万四千七百円」を「一万四千四百五十円」に改め、同表大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査でこれらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）の項中「二万五千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同条第二項の表一の項中「四千円」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、「千二百五十円」を「千二百円」に、「四千二百五十円」を「四千四百円」に、「六千四百円」を「六千二百五十円」に、「二千百円」を「千九百円」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同表五の項中「二千三百五十円」を「二千六百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表六の項中「二千五十円」を「千円」に、「千五百五十円」を「千四百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表備考一中「二千三百五十円」を「二千九百五十円」に、「千百円」を「千三百五十円」に改め、同表備考二中「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改める。

第十二条第一項の表大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に改め、同表普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「一万八千五百円」を「一万二千円」に改め、同表特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に改め、同表大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二

種免許に係る教習指導員審査でこれらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）の項中「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同条第二項の表一の項中「四千元」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、「二千二百五十円」を「二千二百円」に、「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同表二の項中「二千五百円」を「二千五百五十円」に改め、同表四の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表五の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表六の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百元」に改め、同表備考一中「二千四百円」を「二千五百円」に、「九百元」を「九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同表備考二中「百五十円を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減ずる」を「五十円を減ずる」に改める。

第十三条第二項中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改める。

第十四条第一項の表を次のように改める。

区 分	金 額
法第百八条の二第二項第一号に掲げる講習	講習一時間につき八百五十円
法第百八条の二第二項第二号に掲げる講習	講習一時間につき二千四百円
法第百八条の二第二項第三号に掲げる講習	講習一時間につき千九百五十円
法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	講習一時間につき四千六百五十円
法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習	講習一時間につき三千五百円

掲げる講習	講習一時間につき
普通自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間につき四千二百円
法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	講習一時間につき千七百五十円
法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間につき三千二百円
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間につき千八百五十円
法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	講習一時間につき九百円
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	講習一時間につき二千三百円
法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	講習一時間につき二千七百円
法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習	講習一時間につき二千八百五十円
法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者に対する講習	講習一時間につき二千五百五十円
法第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一般運転者に対する講習	八百円（オンライン講習にあつては、二百円）

